

## 第3次生駒市環境モデル都市アクションプラン改定のポイント

第2次アクションプランの基本方針を維持しつつ、前回プラン策定時からの時点修正に加え、国の動向及び令和5年4月に本市が国から脱炭素先行地域に選定されたこと等を踏まえ、以下の改定を行うものです。

### 1 計画期間（改定後）

令和6（2024）年度～令和12（2030）年度（※7年間）

### 2 二酸化炭素排出削減目標の再設定

脱炭素先行地域に選定された本市には、国の地球温暖化対策計画に即した計画目標の設定が求められるところ、取り組むべき施策を見直すことで国の計画目標を上回る目標を設定する。

#### ○基準年度の変更

⇒国の地球温暖化対策計画に即する観点から、基準年度を平成18（2006）年度から平成25（2013）年度に変更

※地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和4年3月環境省）  
「2013年度を基準年度とし、2030年度を目標年度とすることが望まれます。なお、長期目標を設定する場合は、2050年度を設定することが求められます。」（p26）

#### ○二酸化炭素排出量削減目標

⇒平成25（2013）年度を基準年度として、令和12（2030）年度に **50%**削減

※現行目標（H18年度比35%削減（H25年度比でも35%削減））を上回る目標設定

※地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

「我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から **46%**削減することを旨とする。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」（p16）

	基準年度	削減目標 (基準年度比)	二酸化炭素排出量 (万 t-CO2)				
			実績			目標	
			H18	H25	R3	R12	R32
現行	H18	R12年度に35%削減 R32年度に70%削減 ※CO2排出係数をH22で固定	32.5	32.7 (H18比削減率⇒) (H25比削減率⇒)	27.6 15% 16%	21.1 35% <b>35%</b>	9.7 70% 70%
改定案	H25	R12年度に50%削減 R32年度に100%削減 ※CO2排出係数をR3で固定	—	32.1 (H25比削減率⇒)	27.0 16%	16.1 <b>50%</b>	0 100%

⇒地球温暖化対策計画の水準を上回る部門別目標（民生家庭72%、民生業務62%削減）を設定

※脱炭素先行地域募集要領（令和4年12月23日、環境省）

「地球温暖化対策計画の民生部門に係る目標（家庭部門66%削減、業務その他部門51%削減）

を上回るとともに、その他の部門・分野についても、地球温暖化計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準とすること」(p7)

部 門	H25 (万 t-CO2)	R12 目標 (万 t-CO2)	H25 比 (%)	国計画水準 (%)
産業	3.0	3.3	7.5	
民生	31.5	7.5	▲67.1	
家庭	12.4	3.5	▲71.6	▲66
業務	10.4	4.0	▲61.7	▲51
運輸	5.7	5.0	▲13.4	
廃棄物	0.6	0.3	▲44.5	
合 計	32.1	16.1	▲50.0	▲46

### 3 取組内容の見直し

#### (1) 「環境がまちをつくる」分野の追加施策

- ・複合型コミュニティづくりを推進し、地域の交流拠点を活性化することで、自家用車の利用及び各家庭でのエネルギー消費の削減等を促進。
- ・次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の導入検討
- ・奈良先端科学技術大学院大学との連携による EV カーシェアリングの実施

#### (2) 「環境がひとを育てる」分野の追加施策

- ・いこま SDGs アクションネットワーク会員による学校・地域への出前講座の実施
- ・いこま SDGs アクションネットワークの運用を通じた団体・事業者間の連携を促進
- ・協創対話窓口の活性化による公民連携の促進

#### (3) 「環境が経済を循環させる」分野

- ※いこま市民パワーを基軸とする施策を継続

### 4 フォローアップの方法の見直し

本プラン改定に加え、環境審議会委員及び環境マネジメントシステム推進会議委員の任期更新を期に、各附属機関等の対象分野の重複を解消し、事務の効率化を図る。

⇒「環境モデル都市及び SDGs 未来都市推進協議会」を廃止し、「生駒市環境審議会」で調査審議を行うことで進捗管理を実施

